

答 申 の 概 要

件 名	特定職員への聞き取り結果に係る検証結果の開示決定等に対する審査請求（諮問第46号）		
本件保有個人情報	平成30年6月14、15日に行われた高等部日誌及び保健日誌に関する特別支援教育課で行われた特定教員A、特定教員Bの両名の聞き取りの回答結果に対しての特別支援教育課での行政決裁文書（検証結果）		
主な非開示理由	条例第21条第3項（文書不存在）		
実施機関	静岡県教育委員会		
諮問年月日	令和3年11月2日	答申年月日	令和4年3月2日
主な論点	実施機関が文書を保有していないとして条例第21条第3項に該当し非開示とした決定は妥当か。		
<p>審査会の結論 実施機関の決定は妥当である。</p>			
<p>審査会の判断 本件請求を受け、実施機関が特別支援教育課内で供覧した本件聞き取りの結果（以下「供覧文書」という。）を特定して当初決定を行ったのに対し、審査請求人は供覧文書以外に、「①行政決裁文書（検証結果）」（以下「検証決裁文書」という。）及び「②平成30年4月中旬から平成30年6月13日までの間の学校とのメールでのやりとり」（以下「やりとりメール」という。）についても追加して開示すべきだとして、本件審査請求を提起した。その後、実施機関は、検証決裁文書について不存在を理由とする追加決定を行ったが、やりとりメールについては本件請求の内容に含まれず、対象文書として特定する必要はないと弁明書で主張している。上記の経過を踏まえると、本件審査請求については、追加決定によってもなお、検証決裁文書が開示されていないこと及びやりとりメールが特定されず開示決定が行われていないことが争われているものといえるため、以下、検討する。</p> <p>(1) 保有個人情報の特定について</p> <p>ア 本件請求に係る保有個人情報開示請求書（以下「本件請求書」という。）の「開示請求に係る保有個人情報」が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容の欄には、「平成30年6月14、15日に行われた高等部日誌及び保健日誌に関する特別支援教育課で行われた特定教員A、特定教員Bの両名の聞き取りの回答結果に対しての特別支援教育課での行政決裁文書（検証結果）」と記載されている。</p> <p>イ 静岡県教育委員会事務決裁規程（平成30年教育委員会訓令甲第4号）第2条第13号によれば、「決裁」とは、教育委員会、教育長、県立学校の校長等が「自らの権限に属する事務の処理について意思決定することをいう。」とされており、本件請求の対象となるのは、本件聞き取りの結果について、特別支援教育課長の権限において検証に係る意思決定が行われた際の文書である。そして、当該文書については、不存在を理由に非開示とした追加決定において請求対象として特定されている。</p> <p>ウ 審査請求人はやりとりメールについても開示決定を行うべきだとするが、そもそも本件請求書には記載がないため、本件請求の内容に含まれているとは認められず、実施機関がやりとりメールを特定した開示決定等を行っていないことは妥当である。</p> <p>エ なお、審査請求人は不服を申し立ててはいないものの、実施機関が供覧文書を本件請求の対象として特定したことに関し、当審査会事務局職員をしてその理由を確認したところ、実施機関は以下のように説明する。</p> <p>(7) 本件聞き取りは、審査請求人から高等部日誌の記載に係る保有個人情報訂正請求を受け、訂正の可否を判断するに際して事実関係を確認したものであって、本件聞き取りの結果を踏まえた検証は想定しておらず、実際にも行っていない。</p> <p>(8) 審査請求人からは、本件請求の1年ほど前に行われた別件請求で、本件聞き取りに係る検証結果の開示が求められたが、本件聞き取りの結果に関する評価を取りまとめた文書を作成していないとして、非開示決定を行った経緯がある。</p> <p>(9) 本件聞き取りの結果に係る決裁文書は保有していないが、本件聞き取りの結果を特別支援教育課内で供覧していたため、「行政決裁文書」の対象を広義に解釈した上で、供覧文書を対象として当初決定を行った。</p> <p>オ 供覧文書を特定した当初決定は、追加決定同様、本件聞き取りの結果を踏まえた検証を行っていないことを前提にしたもので、追加決定と矛盾せず、別件請求に係る保有個人情報開示請求書には記載のなかった「行政決裁文書」の意味を広義にとらえ、供覧文書を特定したことが妥当でないといえない。</p>			

(2) 保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関は、(1)エのとおり、本件聞取りは、審査請求人から高等部日誌の記載に係る保有個人情報訂正請求を受け、訂正の要否を判断するに際して事実関係を確認したものであって、本件聞取りの結果を踏まえた検証は想定しておらず、実際にも行っていないため、検証決裁文書については保有していないとして、追加決定を行っている。

イ 検証決裁文書の存在をうかがわせる事情について審査請求人からの主張はなく、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が当初決定で対象とした供覧文書以外に本件請求に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。

(3) その他

審査請求人は、令和2年6月18日付けで実施機関が受け付けた別件請求で、本件聞取りに際して行われた特別支援教育課と特定特別支援学校等とのやりとりの文書（メール、メモを含む文書）について開示請求を行い、実施機関が行った不存在を理由とする非開示決定に対して審査請求を提起している。

当該審査請求については、実施機関から令和2年9月14日付けで当審査会に諮問され、令和3年10月1日付けで、実施機関が行った非開示決定を妥当とする答申を行ったところである。